

本資料のうち、枠囲みの内容は
他社の機密事項を含む可能性が
あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-01-0012_改1
提出年月日	2020年11月24日

基本設計方針に関する説明資料

【第8条 立ち入りの防止】

- 先行審査プラントの記載との比較表

- 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- 各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(原子炉冷却系統施設（共通）の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>6. その他</p> <p>6.1 立ち入りの防止</p> <p>発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないよう壁、柵、塀等の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示する設計とする。</p> <p>【8条1】</p> <p>保全区域と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、壁、柵、塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計、又は保全区域である旨を表示する設計とする。</p> <p>【8条2】</p> <p>発電所には、業務上立ちに入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵、塀等の人の侵入を防止するための設備を設ける設計、又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする（ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は除く。）。</p> <p>【8条3】</p> <p>管理区域、保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については、保安規定に基づき、その措置を実施する。</p> <p>【8条4】</p>	差異無し

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第8条 立入りの防止】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）

青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比

緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

＜関連する資料＞

・様式-1への展開表（補足説明資料）

・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）

：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

樣式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(立ち入りの防止) 第八条 工場等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、塀その他の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示しなければならない。①④ 【解釈】 1 第1項及び第3項に規定する「みだりに」とは、不注意又は知らずに容易に立ち入ることをいう。①④ 2 「工場等」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条第1項第2号に規定する「工場又は事業所」のことをいう。①④ 2 保全区域（実用炉規則第二条第二項第五号に規定する保全区域をいう。以下この項において同じ。）と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、壁、柵、塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計、又は保全区域である旨を表示する設計とする。 【8条2】 3 工場等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵、塀等の人の侵入を防止するため	発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、塀等の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示する設計とする。 【8条1】	発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、塀等の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示する設計とする。 ① 【8条1】	該当なし	該当なし	基準要求への適合性を明確化	原子炉冷却系統施設（共通） 6.1 立ち入りの防止
	保全区域と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、壁、柵、塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計、又は保全区域である旨を表示する設計とする。 【8条2】	保全区域と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、壁、柵、塀等の保全区域を明らかにするための設備を設ける設計、又は保全区域である旨を表示する設計とする。 ② 【8条2】			基準要求への適合性を明確化	同上
	発電所には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵、塀等の人の侵入を防止するため	発電所には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵、塀等の人の侵入を防止するため			基準要求への適合性を明確化	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第8条 立入りの防止】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）

青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比

緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

成 <関連する資料>

・様式-1への展開表（補足説明資料）

・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）

：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

樣式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>るための設備を設けるか、又は周辺監視区域である旨を表示しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。③④</p> <p>【解釈】</p> <p>3 第3項に規定する「当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合」とは、河川、沼、湖、海、断崖等で当該区域の境界が設定されているような場合であって、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合をいう。③④</p>	<p>の設備を設ける設計、又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする（ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は除く。）。</p> <p>【8条3】</p> <p>管理区域、保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については、保安規定に基づき、その措置を実施する。</p> <p>【8条4】</p>	<p>の設備を設ける設計、又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする（ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は除く。）。</p> <p>③ 【8条3】</p> <p>管理区域、保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については、保安規定に基づき、その措置を実施する。</p> <p>④ 【8条4】</p>				<p>運用担保事項の明確化</p> <p>原子炉冷却系統施設（共通） 6.1 立ち入りの防止</p>

各条文の設計の考え方

第8条（立入りの防止）								
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方								
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類			
①	管理区域内への立ち入りの防止のための設備	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 2	1 2	－			
②	保全区域と管理区域以外の場所との境界を区別するための設備	同 上	2	－	－			
③	周辺監視区域内への立ち入りを制限するための設備	同 上	3	3	－			
④	要求事項を担保するための運用	出入管理等については、保安規定で担保する旨を記載している。	1 2 3	1 2 3	－			
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	添付書類					
	なし							
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	添付書類					
	なし							
4. 詳細な検討が必要な事項								
No.	書類名							
a	工場又は事業所の概要を明示した地形図							
b	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図							
c	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書							
d	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書							
e	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書							
f	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							